

金沢市建築基準条例の一部改正についてのパブリックコメントにおける意見の概要と金沢市の考え方

- 1 募集期間 令和7年1月6日（月）～令和7年2月4日（火）
- 2 提出方法 メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参
- 3 意見数 意見者数2人 意見数3件

No	ご意見の内容	金沢市の考え方
1	現行の条例は、特に高さの低いがけについては、建築制限を受ける範囲があまりにも広範囲すぎて、実際のがけ崩壊時における発生土量、範囲を反映していないと考えていました。したがって、今回の改正条例は、実態に即したものであると評価します。ただし、住宅地等において、建物の配置、形状等への影響範囲が大きいことから、がけの形状、土質についてよりきめの細かな指導をお願いします。	住宅地の多くは敷地規模により建物の配置計画が限られていることから、がけの高さや勾配、隣接擁壁の種別や劣化度に応じた安全性の確保を求める等、きめ細かな対応を行います。
2	昨今の異常気象や気候変動の影響によるリスクが高まる中、猛暑や極端な降雪、猛烈な豪雨が降り続く様々な気象災害が起こっています。今回の改正につきましては、特に安全処置が必要な範囲の処置方法にも再度、考慮していただきまして環境に適応した改正であってほしいと願います。	豪雨等によるがけの崩壊は全国的な課題であり、土砂災害に関する諸法令の整備や改正が行われてきたことを受け、今回の改正を行うものです。処置方法については、擁壁の設置や建築物の杭の設置等を考えていますが、今後、国から気象災害防止に関する技術的助言等が新たに示された場合は改めて検討したいと考えています。
3	過去に金沢市内で台風による大雨での崩土や地震によるがけ崩れの被害を受けましたが、今回の改正は実績に応じて照らし合わせられていますでしょうか。	今回の改正では、全国の過去の土砂災害をふまえた諸法令の技術基準等を参考に水平距離の範囲を設定しました。